

有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第6条第1項の規定に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき、これを公表する。

令和8年9月28日

農林水産大臣 籾 和生

有機農業の推進に関する基本的な方針

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）については、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もと）であるところ、近年の国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進するため、以下のとおり変更する。

第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。生物多様性保全や地球温暖化防止等に寄与する有機農業の取組拡大は、農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。

また、農業生産資材についても、国際的な需給のひっ迫や物流の混乱等により、その安定供給が脅かされるリスクが顕在化している中、輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものであり、食料安全保障の確保の観点からも重要である。さらに、有機農業の推進は、世界の有機農業市場が拡大する中、今後の輸出拡大や国産シェアの維持・向上の観点からも重要である。このほか、有機農業の推進は、食育の推進、担い手の確保、中山間地域等における特色ある農業の展開などに寄与し、交流人口の拡大による地域づくりへの貢献も期待される。

国際的にも、EUの「ファームtoフォーク（農場から食卓まで）戦略」の策定をはじめとして経済と環境の両立を実現しようとする動きが見られており、こうした国際的な動向も踏まえ、我が国では、2021年（令和3年）に食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」が策定され、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大する目標等が掲げられた。2022年（令和4年）には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が制定され、環境負荷低減に取り組む農業者や新技術の提供等を行う事業者への支援措置が講じられた。さらに、2024年（令和6年）には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が改正され、環境と調和のとれた食料システムの確立が新たに基本理念に位置付けられた。これらも背景に、国内の有機食品の市場拡大、輸出の増加が見られる中、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む「オーガニックビレッジ」は、2022年（令和4年）の取組開始以降、2025年（令和7年）12月までに154市区町村が取組を行ったほか、有機農産物等の学校給食での活用も拡大しており、点の取組から面の取組への移行が進み、有機農業の取組面積も徐々に拡大している。

2026年（令和8年）6月には食料・農業・農村基本計画に基づき、「みどり加速化GXプラ

ン」が決定され、2030年を目途に集中的に取り組む施策の一つとして、「世界で勝てる有機農業の面的拡大」が掲げられた。今後の更なる有機農業の拡大加速化に向けては、同プランの内容も踏まえ、従前からの個々の農業者による取組や、地産地消、産消提携、農業体験等の農業者と消費者の連携促進の取組に加え、生産・調達、流通・加工、消費の食料システムの各段階で連携して、コスト高、供給の不安定性等の課題に対応し、低コストで安定的に有機食品の広域供給が可能となるよう産地の育成・強化、新規参入や慣行農業からの転換促進、技術の開発・普及等による生産性向上、流通の合理化等を進め、供給力強化を図るとともに、有機農業の意義・特徴の訴求、販路の多様化、消費者ニーズに対応した商品の供給、国等の機関における活用の推進等により需要拡大を進めることで、供給力強化と需要拡大の好循環が形成されるよう、各種の関連施策を実施する必要がある。

また、こうした取組を支えるための基礎として、技術開発・普及のためのネットワーク構築、有機JAS制度を利用しやすい環境づくりなどを図っていく必要がある。

なお、有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業がこれまで農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられ、地域の実情に応じて様々な形で取り組まれてきたことを考慮し、地域の実情や農業者その他の関係者の意向を尊重するとともに、慣行農業を営む者との相互理解のもと各種取組が行われるよう留意する。

第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

1 目標の設定の考え方

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、有機農業推進法に定める基本理念及び本基本方針の第1の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、有機農業の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

このため、有機農業の推進及び普及の目標として、国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機食品の消費及び有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。

2 有機食品の需要見通し

国内の有機食品の需要見通しについては、2030年（令和12年）に3,280億円と設定する。

また、我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に、2030年（令和12年）に210億円と設定する。

<見通しに対する進捗状況>

国内の有機食品の需要について、国内有機食品市場の推計額は、2017年（平成29年）時点で1,850億円であったが、2025年（令和7年）時点では、3,595（2,766¹）億円に拡大している。

また、我が国からの有機食品の輸出について、有機同等性の仕組み等を利用した輸出の推計額は、2017年（平成29年）時点で17.5億円であったが、2025年（令和7年）時点では265億円であり、茶の輸出の拡大等により見通しを上回るペースで増加している。

3 有機農業の推進及び普及の目標

(1) 有機食品の消費に係る目標

有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給していく役割を達成するために、有機食品市場に対する国産シェアを拡大する目標を設定することとし、2030年

¹ 消費者物価指数（食料）により補正

(令和12年)に84%にすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて行う、消費者の理解の確保等の有機食品の消費に係る各種施策の取組状況について、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合を指標とすることとし、2030年(令和12年)にはこれを25%とする取組目標を設定する。

<目標の進捗状況>

有機食品の国産シェアの推計値は、2017年(平成29年)時点で約60%であったが、2024年(令和6年)時点では約53%であり、低下傾向にある。国産有機農産物の格付数量は増加傾向にあるが、生産拡大を上回るペースで国内の有機食品市場が拡大していると推測される。

有機食品を週1回以上利用する消費者の割合は、2017年(平成29年)時点で17.5%であったが、2022年(令和4年)時点では32.6%、2025年(令和7年)時点では17.4%であった。新型コロナウイルス感染症の影響により利用が拡大したと考えられるものの、近年の物価上昇等の影響を受け減少したと考えられる。

(2) 有機農業の生産に係る目標

有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対応して国内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定する。国内における有機農業の取組面積は、2030年(令和12年)には63千haとすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて、人材育成に関する取組状況について有機農業者数を指標とすることとし、有機農業者数を2030年(令和12年)には36千人とする取組目標を設定する。

<目標の進捗状況>

有機農業の取組面積は、2017年(平成29年)時点で約23.5千haであったが、2024年(令和6年)時点では約39.8千haに増加している。

なお、みどりの食料システム戦略における2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大する目標については、2024年(令和6年)時点で0.9%であり、目標達成に向けて飛躍的な面積の拡大が必要である。

有機農業者数は、2009年(平成21年)時点で11.8千人であったが、2024年(令和6年)時点では約12.7千人であり、やや増加した。有機農業の一人当たりの平均取組面積は増加していることから、経営規模が拡大していると推測される。

第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

1 施策の考え方

2020年(令和2年)の基本方針の策定後、オーガニックビレッジの創出等により、有機農業の取組は、点の取組から面の取組への移行が進んできたものの、除草等の栽培上の労力、生産・流通が小ロットであることによるコスト高などの課題がある。また、需要面においても販路が限られている、有機農業について消費者に十分に認知されていないなどの課題がある。このため、更なる有機農業の拡大に向け、これまでの取組に加え、低コストで安定的に広域供給が可能となるよう産地の育成・強化等により供給力強化を図るとともに、消費者に有機農業の意義等を訴求するなど需要拡大を進めることにより、供給力強化と需要拡大の好循環を形成することが重要である。

なお、各種の施策の推進に当たっては、各国でコーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が行われていることを踏まえ、当該ガイドラインに準拠している有機JAS制度に定められた水準以上の取組がなされるよう努めるものとする。

2 有機農産物の生産拡大

国は、地方公共団体と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、農業者等が円滑に有機農業に取り組むことができるよう、技術や経営に対するサポートや資材の調達の円滑化、有機JAS制度を利用しやすい環境づくり等に努める。具体的には、

- ・ 新たに有機農業に取り組む農業者等に対し、普及組織、民間指導団体等による技術や経営に関する研修機会の充実
- ・ 農業大学校等における教育機会の充実
- ・ 新たな環境直接支払交付金による、有機農業への移行期の減収リスクにも対応し、一定期間で取組の定着・拡大を促す支援の検討
- ・ 農地の地力の維持・向上、炭素貯留に資する有機物の施用、耕畜連携の推進による堆肥の確保、地域資源循環のための体制構築、品質が確保された堆肥の施用の推進
- ・ 有機種苗を含む有機農業資材等について調達や有機JAS認証の取得を円滑化するための情報提供、地域ぐるみでの育苗生産技術向上等の有機種苗を確保しやすい環境づくり
- ・ 有機JAS認証取得に当たっての手の効率化、認証取得に関する分かりやすい情報提供、個人の事務負担の軽減に資するグループ認証の普及等、認証の信頼性を確保しつつ農業者が認証を利用しやすくなる環境づくり
- ・ 技術開発・普及を通じた単収向上や省力化等の生産性の向上

等の取組が重要である。

また、有機農産物の生産拡大に当たっては、品目別に栽培技術、商品特性及び市場環境が異なることを踏まえ、主な品目別の取組の課題と方向性として以下の点に留意する。

(1) 水稲

有機栽培技術は一定程度開発が進んでいる一方、除草等の労力が必要なこと、温暖化や異常気象により防除が難しい病虫害の拡大等が課題である。自動抑草・除草ロボット等の省力化技術や病虫害抵抗性品種の開発・普及を更に進めるなど、生産性の向上を図る必要がある。また、生産・販売の両面で地域の農業法人・団体等との連携を促すとともに、米加工品を含め、今後拡大が期待される海外市場への輸出に向けた取組の推進も重要である。

(2) 麦・大豆

加工食品原料として需要が高いものの、輸入シェアが大きく、国産原料への転換に向けては、実需者ニーズにあわせた生産体制の構築や有機JAS制度に対応した加工処理施設の確保が重要である。水稲との輪作体系などの雑草抑制技術や病害抵抗性品種の開発・普及を図る必要がある。

(3) 野菜

根菜類や葉菜類等を中心に栽培が行われているものの、有機栽培における病虫害や雑草の防除等の技術体系が確立されていない品目が多く供給が不安定であること、小ロットの流通によりコストが高くなること等の課題がある。病虫害抵抗性品種や省力化及び安定生産に資する技術の開発・普及を進めるとともに、集出荷拠点の確保や冷凍・カットなどの加工・産地間連携の取組を推進する必要がある。

(4) 果樹

かんきつ類を中心に栽培が行われており、更なる需要がある一方、有機栽培の技術体系が確立されていない品目が多く、特に病虫害対策に課題がある。有機栽培は、慣行栽培よりも収量や外観品質の確保が難しいことから、病虫害抵抗性品種の開発や生食での利用に対して消費者の理解の増進を図る必要があるほか、需要が高い有機加工品への対応を進める必要がある。

(5) 茶

海外における有機茶の需要の高まりとともに、国内での有機茶の生産及び輸出は堅調に拡大している。今後は、更なる生産性の向上に向け、有機栽培に適した病虫害抵抗性品種や省力化技術の開発・普及が重要である。

3 有機農産物の流通・加工の拡大

国は、地方公共団体と連携し、農業者、事業者等多様な関係者の協力を得て、国内外で拡大する有機食品市場に対し、国産有機農産物を安定的・継続的に供給できるよう効率的な流通体制の構築の推進に努める。また、安定的な販路の一つとして有効な学校給食をはじめとした地産地消や産地と消費地の地域間連携の取組拡大を進めるとともに、加工用、外食・中食、輸出等の販路の多様化の推進に努める。具体的には、

- ・ 物流の合理化に向けた、卸売市場など産地・消費地間の既存の流通網の活用等による共同輸送や、有機JAS制度に対応した流通体制の構築
- ・ 有機農産物の取扱い拡大に向け、既存の出荷・調製施設等を有する地域の農業法人・団体等の活動の後押し
- ・ 産地間連携、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大や産地における一次加工等による安定的な供給体制の構築
- ・ 生産・流通体制の整備等を通じたコスト低減による学校給食等での有機農産物の活用
- ・ 有機農業者、農業法人・団体、流通・加工・外食等との連携促進による多様な販路の確保
- ・ 商品開発、通年安定供給体制を備えた産地育成、有機JAS制度に対応した加工施設の整備等を通じた増加する加工・業務用需要への対応
- ・ 輸出先国の規制等の情報発信、有機認証制度の同等性の活用、輸出に取り組む事業者の有機JAS認証取得、商談機会の創出等による輸出促進

等の取組が重要である。

4 有機食品の需要拡大

国は、地方公共団体と連携し、農業者、実需者その他の関係者等の協力を得て、有機農業の意義等の訴求、有機JAS制度等の普及啓発、地産地消や産消提携等の取組に加え、食育の観点からも重要な、農業体験、学校給食等を通じた消費者の有機農業に対する理解の増進等により、有機農産物を選択する等の行動変容を促し、国産有機食品に対する需要の喚起に努める。具体的には、

- ・ 生物多様性の保全、地球温暖化の防止など有機農業の意義やその他の特徴についての情報収集とエビデンスを伴った情報発信
- ・ メディアや食品産業、観光産業を含む多様な民間事業者との連携を通じた消費者のラ

イフスタイルや行動の変容を促す取組の推進、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動についての情報発信

- ・ 有機食品の概念やその認証制度、表示ルール等についての消費者や関係者の認知度向上のための分かりやすい情報発信
- ・ 加工品、外食メニュー等において、事業者が有機農産物の使用を訴求しやすくなるような仕組みについての検討
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく基本方針に定める調達基準に則った国等の機関における有機農産物の活用の推進や民間企業への展開
- ・ 有機農産物等の持つ意義・特徴が適切に評価・選択される市場の形成に向け、有機JAS制度の活用拡大方策など有機農産物の販売の在り方等についての多様な関係者の意見を踏まえた検討
- ・ 地産地消、産消提携、農業体験、農業公園等を通じた地域住民全体の有機農業への理解の増進や消費者と農業者の交流、産地と消費地の地域間連携の促進
- ・ 関係省庁の連携による、学校給食等への有機農産物の供給の円滑化や取組を進めるための情報提供、幼児教育等の義務教育以外の機会も含めた食料・農林水産業への理解の増進

等の取組が重要である。

5 有機農業の産地づくり

国は、地方公共団体と連携し、農業者その他関係者の協力を得て、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び利用拡大に積極的に取り組む産地づくりの推進に努める。その際、中山間地域や小規模な農業者等の重要性についても留意する。また、有機農業を核とした地域づくりを進めることにより有機農業の産地の裾野を広げつつ、供給力の強化を図ることにより広域供給を可能とする産地の形成に努める。具体的には、

- ・ 有機農業を核として観光、教育、福祉等と連携し地域づくりにつなげている地方公共団体の相互交流や連携を促すためのネットワーク構築や優良事例の情報発信
- ・ 都道府県レベルでの案件形成拠点としての「農林水産 地方創生センター」の創設や、社会的・環境的なインパクト創出に貢献し得る取組に対して発行される証明書の活用等による官民共創の仕組みを活用した取組及び民間投資の促進
- ・ 産地間及び産地と消費地の連携（オーガニックブリッジ）による有機農産物の広域流通の促進
- ・ 有機農業者や関係事業者のネットワーク構築を通じた供給ロットの拡大、加工・業務用、学校給食等を含む多様な販路に対し実需者の需要に対応するための規格の統一や安定供給体制の構築
- ・ スマート農業技術等の導入による生産性の向上
- ・ 堆肥生産施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備、集出荷の合理化や農業支援サービスの活用促進
- ・ 地域計画の継続的な見直しと有機農業の取組の位置付け、みどりの食料システム法に基づく栽培管理協定の活用、基盤整備に伴う農地の再編、荒廃農地の活用等を通じ慣行農業を営む者との協力関係の下で行う農地の確保・団地化、慣行農業とのゾーニング等の推進
- ・ 慣行農業を含む地域全体での生産・販売体制の構築に向けた地域の農業法人・団体等

の活動の後押し
等の取組が重要である。

6 有機農業の技術開発・普及

国は、研究機関及び地方公共団体と連携し、教育機関、農業者、民間団体等の協力を得て、関係者のネットワーク化を通じて有機農業技術の情報共有を図り技術の体系化を推進するとともに、次世代も見据えた技術開発ニーズについての情報共有を図るなどにより、有機農業に必要な技術の開発と普及がなされ、農業者が有機農業に取り組みやすい環境の整備に努める。具体的には、

- ・ 研究機関、地方公共団体、教育機関、農業者、民間団体、普及組織、民間事業者等の関係者が参加するネットワークの構築
- ・ 関係者のネットワークを通じた新たな栽培技術、各地で実践されている栽培技術、有機農業に活用できる機械や資材等の情報共有や新たに有機農業に取り組む農業者等への適切な技術・指導者へのアクセスの向上
- ・ 品目や地域の実情に応じた単収向上・省力化技術、抵抗性品種等の研究開発の推進
- ・ 関係者のネットワークを通じて得られる研究開発ニーズの把握・共有、研究機関や民間企業への有機農業に資する新たな技術・品種・資材・機械の研究開発の働きかけ
- ・ 関係者のネットワークを通じた課題解決や普及指導員の情報入手を円滑化することによる指導体制の充実
- ・ 関係者のネットワークを通じて得られる情報等を活用した地域の実情に応じた技術体系の確立

等の取組が重要である。

7 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、生物多様性保全、気候変動・自然災害への適応性等の社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、諸外国における動向その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

8 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国は、地方公共団体と連携し、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの民間団体等と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に努める。

9 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画の改定及びその計画のより効果的な実施を働きかけるとともに、地方公共団体に対し、必要な情報の提供、指導・助言、地方公共団体間の連携の促進に努める。

第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

1 関係者との連携・協力体制の整備

国は、有機農業の推進に当たり、有機農業者、民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、研究機関、行政機関、農業協同組合等の農業法人・団体等と連携・協力して取り組むよう努め、また、施策の策定に当たっては、これらの関係者の意見や考え方を把握の上、検討するよう努める。さらに、地域においても、同様に関係者が一体となった取組を進めるよう働きかける。

2 基本方針の見直し

本基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、策定時点での諸情勢に対応して策定されたものである。

本基本方針では、作況や経済情勢の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、2030年（令和12年）を目標年度として目標を設定しているところであるが、この達成状況について随時確認する。また、目標の達成状況や施策の推進状況、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化や農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に施策の効果の検証を含め最終評価を行い、見直しを検討する。